

●漁船損保公示第102号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

なお、指定漁船調書は令和7年2月18日から同年3月4日まで漁業協同組合において縦覧に供する。

令和7年2月18日

香川県知事 池 田 豊 人

1 発起人の住所及び氏名

観音寺市伊吹町1750番地 有限会社マルジン水産

観音寺市伊吹町1745番地 田尻水産有限会社

観音寺市伊吹町1752番地2 有限会社兵勝水産

伊吹加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

伊吹漁業協同組合